

平成18年第4回竜王町議会定例会（第1号）

平成18年12月5日

午前11時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第90号 竜王町副町長の定数を定める条例
- 日程第 4 議第91号 竜王町収入役事務兼掌条例を廃止する条例
- 日程第 5 議第92号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 6 議第93号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第94号 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議第95号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第 9 議第96号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議第97号 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議第98号 平成18年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第99号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第100号 平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第101号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第102号 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第103号 平成17年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第104号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議第105号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議第106号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

- | | | |
|---------|----------|-------------------------------------------------------|
| 日程第 2 0 | 議第 107 号 | 平成 1 7 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 1 | 議第 108 号 | 平成 1 7 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 2 | 議第 109 号 | 平成 1 7 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 3 | 議第 110 号 | 平成 1 7 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 4 | 議第 111 号 | 地方自治法改正に伴う八日市衛生プラント組合規約の変更について |
| 日程第 2 5 | 議第 112 号 | 地方自治法改正に伴う中部清掃組合規約の変更について |
| 日程第 2 6 | 議第 113 号 | 地方自治法改正に伴う布引斎苑組合規約の変更について |
| 日程第 2 7 | 議第 114 号 | 地方自治法改正に伴う東近江行政組合規約の変更について |
| 日程第 2 8 | 議第 115 号 | 滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立について |
| 日程第 2 9 | 議員派遣について | |

2 会議に出席した議員（13名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員

なし

4 会議録署名議員

3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
助役	勝見久男	教育長	岩井實成
総務政策主監	佐橋武司	住民福祉主監	池田純一
産業建設主監	三崎和男	政策推進課長	小西久次
総務課長	青木進	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	福祉課長	北川治郎
健康推進課長	松浦つや子	産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	出納室長	竹山喜美枝
教育次長	村地半治郎	教育課長	松村佐吉

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午前11時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人です。よって、定足数に達していますので、これより平成18年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることといたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。平成18年第4回定例会開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本年も早や12月5日、師走の月、何かと心忙しい時期となつてまいりました。議員各位には、ご健勝にて日々議会活動にご専念いただきますとともに、町政運営各般にわたりましてご協力を賜っておりますことに深く感謝を申し上げ、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。本日、議員皆さま方には大変ご多忙のところ全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日提案させていただきます案件は、条例改正4件、一般会計補正予算・特別会計補正予算9件、また、一般会計歳入歳出決算認定および特別会計歳入歳出決算認定8件、一部事務組合規約の変更4件、後期高齢者広域連合の設立1件、計26件を提案させていただくものであります。いずれにいたしましても、慎重なご審議を賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ、竜王町の将来をしっかりと見極める時期が来たのではなかろうかと思っております。申すまでもなく、市町合併については、議会をはじめ各委員会等々にも、町の現況・情報を提供させていただいているところでございます。また、町民の皆さま方にもきめ細かく合併に関する情報をお伝えし、竜王町の将来を見極めていきたいと考えておりますので、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。

同時に、まちづくり委員会で取り組んでいただいておりますインター周辺整備・中心核づくり・若者定住の場づくりについても、積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（中島正己） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中島正己） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、3番 勝見幸弘議員、4番 村井幸夫議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（中島正己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第90号 竜王町副町長の定数を定める条例

日程第 4 議第91号 竜王町収入役事務兼掌条例を廃止する条例

日程第 5 議第92号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第 6 議第93号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 7 議第94号 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第3号）

日程第 8 議第95号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

日程第 9 議第96号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）

日程第10 議第97号 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号）

日程第11 議第98号 平成18年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議第99号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

|         |          |                                                       |
|---------|----------|-------------------------------------------------------|
| 日程第 1 3 | 議第 100 号 | 平成 1 8 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）                       |
| 日程第 1 4 | 議第 101 号 | 平成 1 8 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第 1 号）  |
| 日程第 1 5 | 議第 102 号 | 平成 1 8 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 2 号）                         |
| 日程第 1 6 | 議第 103 号 | 平成 1 7 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について                          |
| 日程第 1 7 | 議第 104 号 | 平成 1 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 1 8 | 議第 105 号 | 平成 1 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 1 9 | 議第 106 号 | 平成 1 7 年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について                  |
| 日程第 2 0 | 議第 107 号 | 平成 1 7 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について                    |
| 日程第 2 1 | 議第 108 号 | 平成 1 7 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                     |
| 日程第 2 2 | 議第 109 号 | 平成 1 7 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                      |
| 日程第 2 3 | 議第 110 号 | 平成 1 7 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 4 | 議第 111 号 | 地方自治法改正に伴う八日市衛生プラント組合規約の変更について                        |
| 日程第 2 5 | 議第 112 号 | 地方自治法改正に伴う中部清掃組合規約の変更について                             |
| 日程第 2 6 | 議第 113 号 | 地方自治法改正に伴う布引斎苑組合規約の変更について                             |
| 日程第 2 7 | 議第 114 号 | 地方自治法改正に伴う東近江行政組合規約の変更について                            |
| 日程第 2 8 | 議第 115 号 | 滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立について                                 |

○議長（中島正己） 日程第 3 議第 9 0 号から日程第 2 8 議第 1 1 5 号までの 2 6 議案を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治）

ただいま一括上程いただきました議第 9 0 号から議第 1 1 5 号までの 2 6 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第90号から議第102号までの13議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第90号、竜王町副町長の定数を定める条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、主な部分については平成19年4月1日から施行されます。これは、地方自治法第161条第1項の規定により、市町村の助役に代え、市町村に副市町村長を置くものとされ、同法第161条第2項の規定により、副市町村長の定数は条例で定めるものとされましたことから、今般の本条例を制定するものでございます。

副町長の定数につきましては、現行の助役1名体勢を堅持し、円滑な町行政の推進にあたりたいと考えておりますことから、副町長の定数を1名とし、条例の施行日は、法律の関連条項の施行の日である平成19年4月1日からといたしたく、提案申し上げるものでございます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第91号、竜王町収入役事務兼掌条例を廃止する条例につきましては、議第90号と同様に、地方自治法の一部を改正する法律の公布・施行により、同法第168条第1項の規定により、収入役を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者を置くものとされ、同法第170条第1項の規定により、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどるものとされました。

このことから、平成17年4月1日から助役が収入役事務を兼掌しております根拠条例であります竜王町収入役事務兼掌条例を廃止する条例を提案するものでございます。条例の施行日は、法律の関連条項の施行の日である平成19年4月1日からといたしたく、提案申し上げるものでございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議第92号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、今回の地方自治法の一部改正に伴います関係条例の一部改正でございます。

法律による改正点といたしましては、先の提案理由で一部述べました副知事及び助役制度の見直しに関する事項、出納長及び収入役制度の見直しに関する事項のほか、吏員制度の廃止に関する事項等でございます。

これに伴いまして、竜王町国民健康保険診療所条例、竜王町特別職報酬等審議会条例、竜王町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例、竜王町特別職の職員で非常勤のものとの報酬および費用弁償に関する条例、竜王町税条

例および竜王町水防協議会条例につきまして、所要の改正を行ったものでございます。施行日は、法律の関連条項の施行の日である平成19年4月1日からいたしたく、提案するものでございます。

次に、議第93号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令および非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令が平成18年9月26日に公布・施行され、非常勤消防団員等の傷病補償年金に係る傷病等級ごとの障害、損害補償に係る損害等級ごとの障害ならびに介護補償に係る損害について、総務省令で定められたことに伴い、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議第94号、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算第2号までの予算額が65億6,730万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ6,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,900万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、自ら考え自ら行うまちづくり事業助成金、福祉医療扶助費、老健特別会計繰出金、下水道特別会計繰出金、農業用施設災害復旧費など、事業の進捗・実績の増減見込みによります予算調整、コミュニティ助成事業助成金の増額、3地区において取り組みをいただいております墓地整備事業補助金の増額、平成19年4月8日執行予定の滋賀県議会議員選挙費の増額および人件費の増額などがございます。

また、債務負担行為補正につきましては、総合庁舎をはじめとする町の公共施設におきましては、今日までも業者委託により適正な維持管理を努めてまいりましたが、これらの委託業務の入札契約事務処理の効率化ならびに経済性の確保が図れるよう、改めて複数年の契約を締結するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

地方債につきましては、町民税等減税補てん債、臨時財政対策債にかかる借入額の確定に伴う限度額の変更でございます。

次に、議第95号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算第2号までの予算額が7億7,702万2,000円でございます。今回の総額に歳入歳出それぞれ2,301万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8

億3万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、保険給付費において一般療養給付費が伸びたことにより2,233万5,000円の増額と、保険財政共同安定化事業負担金におきまして67万9,000円の不足が生じますことから増額の補正をお願いするものでございます。

歳入では、保険給付費の増額補正に伴います国庫支出金および県支出金の増額、平成17年度の退職者医療費の精算額確定に伴います社会保険診療報酬支払基金からの過年度分療養給付費等交付金の増額、保険財政共同安定化事業交付金の減額と繰越金の増額でございます。

次に、議第96号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めいただいております当初予算額が医科9,000万円、歯科5,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ医科203万3,000円、歯科284万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,203万3,000円、歯科5,384万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、医科では、自動分割分包機の更新にかかる医療用機械器具費の増額と、人件費の調整にかかる一般管理費の増額、歯科では、診療所屋外のバリアフリー等の工事請負費ならびに設計委託料の増額と、人件費の調整にかかる一般管理費と歯科保健センター管理費の増額でございます。

歳入では、繰越金の増額でございます。

また、債務負担行為補正につきましては、診療所施設等の管理について、一般会計と同様に債務負担行為の設定により複数年の契約を実施し、事務処理の効率化ならびに経済性の確保に努めたいものでございます。

次に、議第97号、平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算第3号までの予算額が8億9,454万1,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ9,653万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,107万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、医療給付費が増嵩していることから老人医療費負担金の増額をお願いするものであります。

歳入につきましては、医療給付費の増額補正に伴います支払基金交付金、国庫

支出金、県支出金、一般会計繰入金のそれぞれルール分の増額でございます。

次に、議第98号、平成18年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が6,100万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ200万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,899万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、園児、児童、生徒等の人員の減少によります給食事業費の減額でございます。

歳入につきましては、給食負担金の減額、繰越金の増額でございます。

次に、議第99号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの予算額が8億8,700万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ778万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,921万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成18年度の執行調整等によるもので、職員の異動に伴います人件費の減額と、事業費の組み替えでございます。

次に、議第100号、平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの予算額が5億4,076万円でございます。今回、歳出予算について、組み替えをいたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成18年4月の介護保険制度の改正による認定申請者数の増加により、主治医意見書作成手数料等の増額、要介護認定調査業務の増加に伴う委託料の増額、臨時職員の賃金について執行残が見込まれることから賃金の減額をお願いするものでございます。

次に、議第101号、平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が165万6,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199万7,000円といたしたいものでございます。

歳出につきましては、所属教育長交際費、負担金の減額と社会教育関係の講習・講演の増加に伴う社会教育主事報償費の増額、および同主事の出張の増加に伴う旅費の増額でございます。

歳入につきましては、繰越金を充当するものでございます。

次に、議第102号、平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、予算の第3条で定めました収益的収入および支出について、現在お認めいただいております既決予定額はそれぞれ3億1,800万円でございます。

今回、既決予定額にそれぞれ370万8,000円を増額し、収益的収入および支出をそれぞれ3億2,170万8,000円といたしたいものでございます。

また、第4条で定めました資本的収入について、現在お認めいただいております既決予定額は、1億5,880万円でございます。

今回、既決予定額に資本的収入890万円を増加し、資本的収入1億6,770万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入で営業収益といたしまして水道使用料の増額、営業外収益といたしまして加入金の増額、収益的支出で総係費といたしまして人件費の増額、資本的収入で他会計負担金890万円の増額であります。

なお、資本的収入額890万円の増額に伴い、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を3,698万8,000円とし、補てん財源の当年度分損益勘定留保資金として当年度分消費税資本的収支調整額を2,198万8,000円とさせていただくものであります。

また、第3条の人件費補正に伴い、第7条で定めております議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を3,362万8,000円にさせていただくものでございます。

以上、議第90号から議第102号までの13議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第94号および議第99号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 青木総務課長。

**○総務課長（青木 進）** ただいま町長から議第94号、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料『補正予算の概要』により説明させていただきます。

平成18年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めいただいております補正予算第2号までの予算額が65億6,730万円で、今回、補正予算第3号として歳入

歳出それぞれ 6,170 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 2,900 万円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、乳幼児をはじめとする医療費の増嵩により扶助費が増加することに伴います福祉医療費県補助金が 102 万 6,000 円の増額、平成 19 年 4 月 8 日執行予定の滋賀県議会議員選挙につきましては、平成 19 年 3 月 30 日が告示日となりますことから、県議会議員選挙費県委託金が 204 万 9,000 円の増額、前年度繰越金が 3,961 万円の増額、庄自治会において取り組みをいただいておりますコミュニティ助成事業助成金が 160 万円の増額、借入額の確定によります町民税等減税補てん債が 520 万円、臨時財政対策債が 1,020 万円のそれぞれ増額などとなっております。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、各自治区にて積極的な取り組みをいただいております自ら考え自ら行うまちづくり事業助成金が 168 万円、コミュニティ助成事業助成金が 160 万円のそれぞれ増額、平成 19 年度に実施される税源委譲を含む住民税税法改正に伴います税システムの変更委託料が 349 万円、町税過年度過納還付金が 100 万円のそれぞれ増額、滋賀県議会議員選挙費が 205 万 4,000 円の増額、老人医療費負担金の増加により、ルール分の負担として老健特別会計繰出金が 780 万 3,000 円の増額、乳幼児をはじめとする医療費の増嵩に伴い福祉医療扶助費が 532 万 3,000 円の増額、庄地区納骨堂、弓削地区をはじめ複数地区から構成される三反開新墓地、鵜川地区墓地の整備に係る墓地整備事業補助金が 1,555 万 3,000 円の増額、人件費を含む事業費の調整により下水道特別会計繰出金が 800 万円の減額、7 月の豪雨により発生いたしました農業用施設の災害に対する災害復旧費について、事業費の組み替えにより消耗品・重機等借上料・工事費がそれぞれ 140 万円の増減、人事異動その他の増減要因により人件費が 2,084 万 9,000 円の増額などでございます。

次に、債務負担行為補正の内容は、総合庁舎をはじめとして町の公共施設の維持管理につきましては、一部業者に委託する中で適正な管理に努めておりますが、これら委託契約につきまして、平成 18 年度末で現在の契約が終了いたしますことから、改めて 3 年間という債務負担行為の設定により年度をまたがる長期契約を締結し、事務の効率化、経済性の確保に努めたく、追加をお願いするものでございます。

また、地方債につきましては、借入額確定による町民税等減税補てん債 520 万円、臨時財政対策債 1,020 万円のそれぞれ増額について、限度額の補正をお願い

するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 引き続きまして、議第99号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容についてご説明申し上げます。

一般会計および特別会計の『歳入歳出補正予算に関する説明書』57ページからの下水道事業特別会計補正予算（第2号）の『事項別明細書』によりましてご説明申し上げます。

補正前の予算総額は歳入歳出それぞれ8億8,700万円で、今回、総額から778万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億7,921万7,000円とさせていただきます。

補正予算の内容につきましては、先に町長より説明いただきましたが、平成18年度の執行調整等をさせていただきます。

まず、歳入の関係でございますが、58ページの一般会計繰入金について、管渠築造費の人件費減により800万円の減額、繰越金を190万9,000円の増額、消費税還付金額の確定に伴い169万2,000円の減額をさせていただきます。

次に、歳出の関係でございますが、59ページ公共下水道事業費の施設管理費を19万円増額させていただきます。

その内容としましては、人事異動による人件費の調整として一般職手当等66万円の減額、一般職共済費3万7,000円の増額、マンホール蓋の修繕等60万円の増額、マンホールポンプ槽内の汚れが著しい箇所について槽内の清掃を追加で実施するもので21万3,000円の増額でございます。

次に、管渠築造費を806万6,000円の減額とさせていただきます。その内訳といたしましては、人事異動により当初予算では3名計上させていただいておりました人件費が、執行段階では2名となりましたことから、一般職給料457万2,000円、一般職手当等171万5,000円、一般職共済費177万9,000円の減額となります。

また、公共下水道工事入札執行残により、委託料99万7,000円の減額、工事請負費1,061万3,000円の減額、竜王町中央第70（岡屋－9）工区工事に伴う特

殊工法である沈下埋設工法区間の延長によって、水道単独堀削距離が増えたこと等により、水道補償等の補償補てん費を1,161万円増額するものでございます。

また、公債費の額の確定により、償還元金72万2,000円の増額、償還利子62万9,000円の減額を行うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要説明とさせていただきます。

**○議長(中島正己)** 山口町長。

**○町長(山口喜代治)** 続きまして、議第103号から議第110号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第103号から議第110号までの8議案、平成17年度竜王町一般会計および特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月6日から6日間にわたり町監査委員さんによる決算審査を終えていただきましたので、同法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

以上、議第103号から議第110号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第103号から議第110号までの8議案の詳細につきましては助役から説明させますので、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長(中島正己)** 勝見助役。

**○助役(勝見久男)** それでは、議第103号から議第110号までの8議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成17年度一般会計ならびに各特別会計のそれぞれの決算につきまして、地方自治法第233条第1項および地方自治法施行令第166条ならびに同法施行規則第16条および第16条の2の規定により調整をいたしました決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心にご説明申し上げたいと思います。

決算報告書の1ページをご覧くださいと思います。一般会計の決算額は、歳入総額が52億5,870万3,838円で、歳出総額が50億3,518万8,828円となり、歳入歳出差引額は2億2,351万5,010円であります。

このうち平成18年度に繰り越しました事業に要する財源1,317万2,000円を差し引きますと、実質収支額は2億1,034万3,010円の実質黒字となります。こ

これから平成16年度の実質収支額を差し引きしますと、単年度収支額は4,514万5,543円の赤字ということになります。

さらに、財政調整基金積立金3億123万5,000円ならびに積立金取り崩し額4億6,763万8,000円を調整いたしますと、実質単年度収支額は2億1,154万8,543円の赤字ということになります。

次に、決算報告書の2ページと88ページ以降の円グラフによりまして、決算収支の状況につきましてご説明申し上げます。

平成17年度の歳入歳出の款別ならびに性質別構成状況を図示いたしますと、円グラフのようになります。

まず、歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が80.7%（前年度67.5%）、依存財源が19.3%（前年度32.5%）となっております。全体に占める自主財源の割合は、依存財源を61.4%上回っております。

また、自主財源比率の前年度比較では、13.2ポイントの増加となっております。これは、自主財源であります町税が31億3,914万9,000円で、前年度に比して4億968万7,000円減少していますが、全体の歳入額が減少したこともあり、前年度に比べ4.5%の増加、繰入金が4億6,763万8,000円で前年度に比べ5.5%の増加となりました。

一方、依存財源では、地方譲与税が1億658万4,000円と前年度に比べ0.7%の増加となったものの、本町が普通交付税不交付団体となったことによりまして、地方交付税が7,010万6,000円と前年度に比べ3.8%の減少となり、地方特例交付金は不交付で前年度に比べ皆減、県支出金が2億4,021万4,000円で前年度に比べ6.0%の減少、町債が2億5,370万円で前年度に比べ4.0%の減少したことによりまして、依存財源全体では前年度に比べ13.2%の減少となったものでございます。

次に、歳入の科目別構成比の状況を見てみますと、主なものでは町税が59.7%（前年度55.2%）と、高い数値を示しておりますが、前年度に比べると4.5ポイントの増加となっております。

次に、町債が4.8%（前年度8.8%）と、前年度に比べ4.0ポイントの減少となっております。

次に、県支出金が4.6%（前年度10.6%）と、前年度に比べ6.0ポイント減少しております。これは平成16年度のJA新カントリーエレベーターの建設およびトレーサビリティシステムの導入が終了したことによるものでございます。

次に、国庫支出金が2.6%（前年度2.2%）と、前年度に比べ0.4%増加しています。これは、金額は若干減少しておりますものの、全体の歳入額が減少したことによるものでございます。

次に、歳出面において、これを目的別に見てみますと、主には総務費が12.2%（前年度9.5%）となっておりますが、これは自ら考え自ら行うまちづくり事業などに取り組んだものでございます。

次に、農林水産業費が14.2%（前年度20.0%）となっておりますが、これは農林公園施設管理、国・県営日野川流域土地改良事業、農村総合整備事業などに取り組んだものでございます。

次に、民生費が17.6%（前年度14.6%）となっておりますが、これは施設訓練等支援費、居宅生活支援費、生活支援ハウス運営委託、老人福祉施設整備事業などに取り組んだものでございます。

次に、教育費が12.2%（前年度9.6%）となっておりますが、これは竜王幼稚園の施設整備や図書館の図書整備に努めたものでございます。

次に、諸支出金が11.1%（前年度11.7%）、公債費が10.0%（前年度12.2%）となっております。

次に、円グラフの一番最後でございますが、これらを性質別に見てみますと、人件費が20.5%（前年度17.7%）となり、前年度に比べますと2.8ポイントの増加となりました。

次に、普通建設事業費が11.1%（前年度16.6%）で、前年度に比べますと5.5ポイントの減少となっております。

主な建設事業につきましては、決算報告書3ページに列記いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、補助費等が19.3%（前年度14.7%）でございますが、以下物件費が13.9%（前年度11.4%）、公債費が10.0%（前年度12.2%）、繰出金が9.3%、扶助費が7.8%、積立金が7.3%、維持補修費が0.6%、投資金及び出資金貸付金が0.2%となっております。

なお、詳細につきましては決算報告書の3ページから7ページにかけて、歳入につきまして款別に順を追って説明をしておりますので、説明を省略させていただきます。

また、歳出の詳細につきましては、決算報告書の8ページ以降と、別冊でお手元にお届けしておりますB4版の横長の資料でございまして、平成17年度主要

施策の成果として、予算費目の順に事務事業ごとにあげておりますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願いたします。

また、決算書の176ページから180ページにかけては、公有財産の土地及び建物の17年度中の増減ならびに年度末現在高を、また、180ページには出資金ならびに出捐金に年度末状況を、さらに、181ページからは30万円以上の重要物品を、185ページには基金の運用状況をあげておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、「土地開発基金」・「用品等調達基金」の運用状況につきましては、別冊で2枚綴りの調書をお届けいたしておりますので、併せてご参照いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上、平成17年度一般会計の決算概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

勝見助役。

**○助役（勝見久男）** 午前中に引き続きまして説明を申し上げます。

次に、議第104号、平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

決算報告書の67ページをご覧くださいと思います。決算収支の状況は、歳入総額が7億6,204万3,363円、歳出総額が7億3,301万3,641円で、歳入歳出差引額は2,902万9,722円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きしますと、単年度収支額は361万7,179円の黒字となり、基金の利子を調整しますと、実質単年度収支額は361万8,122円の黒字ということになっております。

歳入の主なものとしたしましては、決算書の191ページからでございますが、国民健康保険税が2億8,763万960円、国庫支出金が負担金と補助金を合わせまして2億1,220万7,547円、決算書の194ページ、療養給付費等交付金が1億3,782万7,787円、一般会計からの繰入金4,532万1,099円でございます。

次に、歳出の主なものとしたしましては、決算書の202ページからですが、保険給付費が5億2,844万7,785円で、同じく205ページの老人保健拠出金が

1億1,074万9,432円でございます。

なお、国保の加入世帯数および被保険者数等につきましては、決算報告書の67ページに記載いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、決算書の213ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、国保事業勘定の決算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

次に、議第105号、平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。決算報告書は70ページからでございます。

まず、医科の決算収支でございますが、歳入総額が1億399万7,489円、歳出総額が9,542万9,707円で、歳入歳出差引額は856万7,782円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きしますと、単年度収支額は1,025万8,074円の赤字となりますが、財政調整基金への積立金が1,000万円や基金の利子によります積立金を調整しますと、実質単年度収支額は21万9,763円の赤字ということになります。

歳入の主なものといたしましては、決算書の219ページからでございますが、診療収入の8,186万5,079円であります。

歳出では、決算書の223ページからですが、総務費の4,615万7,361円でありまして、人件費ならびに施設管理費でございます。

次に、225ページ医業費の決算額が3,724万5,803円で、医薬品ならびに医療用消耗器材費でございます。

以上が、簡単でございますが、医科の内容でございます。

次に、決算報告書の72ページでございますが、歯科の決算収支につきましてご説明申し上げます。歳入総額が6,473万4,959円、歳出総額が5,771万6,063円で、歳入歳出差引額は701万8,896円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きしますと、単年度収支額は11万3,246円の赤字となります。また、施設の改修工事を実施しましたことから、その資金として財政調整基金から880万円を繰り入れし、さらに基金利子によります積立金を調整しますと、実質の単年度収支額は890万7,204円の赤字となります。

歳入の主なものといたしましては、決算書で229ページからでございますが、

医科同様、診療収入の4,367万5,738円と繰入金の1,297万円でございます。

歳出では、234ページからの総務費が4,737万7,844円で、人件費ならびに先ほど申しあげました診療所の屋根や玄関・トイレ等の改修工事をはじめとする施設管理費などがございます。次いで、医業費の861万9,635円でございます。

なお、決算書の241ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、国保医科・歯科施設勘定の決算概要の説明とさせていただきます。

次に、議第106号、平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書は、74ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が8億5,131万8,932円、歳出総額が8億8,314万5,070円でございます。歳入歳出差引額は、3,182万6,138円の歳入不足となりましたので、翌年度の歳入を繰上充用したものでございます。

決算書の246ページからでございますが、歳入の主なもの、支払基金交付金が4億9,520万7,990円で、これは社会保険診療報酬支払基金から入るものでございます。次に、国庫支出金が2億3,476万3,317円、県支出金が5,725万6,517円、一般会計からの繰入金6,151万5,336円でございます。

次に、250ページでございますが、歳出でございます。そのほとんどが老人保健医療の医療給付費で8億6,537万466円でありまして、率にして決算総額の98.0%でございます。前年度に比べますと、給付額におきましては3.1%の減となり、受診件数についても1.3%の減となっております。

以上、老人保健医療事業特別会計の決算の概要を申し上げ提案説明といたします。

次に、議第107号でございますが、平成17年度竜王町学校給食事業特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書は、76ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6,180万1,525円、歳出総額が6,141万186円で、歳入歳出差引額は39万1,339円となりまして、実質収支額も同額となっております。

決算書の257ページからでございますが、歳入でございますが、そのほとんどが給食費負担金でございまして、決算額が6,136万3,344円で、歳入総額の99.3%となります。

259ページ、歳出でございますが、ほとんどが給食材料費で、決算額が6,076万3,624円でございます。これもまた歳出総額の98.9%を占めております。残りは、パンの包装・加工の委託料でございます。前年度とほぼ同様の状況となっております。

以上、簡単でございますが、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ提案説明といたします。

次に、議第108号、平成17年度竜王町下水道事業特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書は、78ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が9億4,505万3,123円、歳出総額が9億744万2,855円で、歳入歳出差引額は、3,761万268円となります。翌年度へ繰り越しました事業に要する財源が、決算書の276ページに記載いたしておりますが、230万円でありますので、実質収支額は3,531万268円ということになります。

次に、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。決算書の264ページからでございますが、使用料及び手数料の決算額が1億2,095万7,247円で、国庫支出金が1億3,610万円でございます。これは、特定環境保全公共下水道事業の国庫補助金でございます。次に、266ページ一般会計からの繰入金が2億3,621万2,000円であります。次に、町債が3億8,580万円となっております。

次に、歳出の主なものとして、269ページからでございますが、農業集落排水事業費の決算額が1,315万1,314円で、殿村・山中処理施設の維持・管理経費であります。次に、270ページ公共下水道事業費の決算額が4億7,684万599円でありまして、大きいものは管渠築造費でございます。なお、先ほど申し上げましたように、平成18年度へ230万円の事業繰り越しをいたしております。

次に、274ページ公債費の決算額が4億1,745万942円でございます。なお、決算書の277ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上、下水道事業特別会計の決算概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

次に、議第109号、平成17年度竜王町介護保険特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書は、81ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入決算額が4億7,970万7,127円、歳出決

算額が4億5,687万3,953円で、歳入歳出差引額は2,283万3,174円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものとしたしましては、決算書の283ページからでございますが、介護保険料が7,410万3,790円、国庫支出金が1億1,714万5,000円、支払基金交付金が1億4,688万2,000円、県支出金が5,615万2,000円、一般会計からの繰入金で6,563万2,947円でございます。

歳出の主なものとしたしましては、292ページの保険給付金4億4,561万8,164円でございます。率にしまして、歳出総額の97.5%となっております。

詳細につきましては、決算報告書の84ページから86ページにかけて記載をさせていただいております。

また、決算書の301ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

次に、議第110号でございますが、平成17年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書は、87ページからでございます。

本会計は、平成14年度より平成17年度までの4年間、蒲生・神崎ブロック派遣社会教育主事の所在地事務局を輪番制で竜王町が担当してございまして、併せて共同設置特別会計も預かっているものでございます。

平成16年度までは蒲生・神崎ブロックの7町で構成いたしておりましたが、廃置分合によりまして、平成17年2月には五個荘町と永源寺町が、平成18年1月には蒲生町と能登川町が廃止されまして脱退されたことにより、派遣社会教育主事の人数も現在は3名となったところでございます。

さて、平成17年度決算額は、歳入総額が294万6,844円、歳出総額が255万5,762円で、歳入歳出差引額は39万1,082円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものとしたしましては、決算書の305ページからでございますが、分担金及び負担金の275万4,000円でございます。これは、旧蒲生町および蒲生郡3町と旧能登川町の5町が負担しているものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、決算書の306ページからですが、派遣社会教育主事の報償費と出張旅費の219万1,830円でございます。

以上、簡単でございますが、社会教育主事共同設置特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上、平成17年度の一般会計ならびに7つの特別会計の計8議案につきまして、決算概要をご説明申し上げたところでございます。よろしくご審査いただきまして、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、決算審査の結果について報告を申し上げます。

これにつきましては、去る11月1日付けをもちまして竜王町長宛てに、『平成17年度竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等運用状況審査意見書の提出について』という形で提出させていただいておるところでございます。その控えが皆さまのお手元に届いているかと思えます。

例年ですと、この意見書の控えをもとに、順次、順を追って報告させていただいておりましたが、何せ時間がかかり過ぎたというような自分の反省もありまして、貴重な時間でございますので、できるだけ短縮できないかなと私なりに思いまして、今年度ちょっと、中身的にはこの意見書の中身とほぼ変わりません。ごく一部重複している部分は割愛させてもらっていると思えます。という形で、今年度の場合、決算概要につきましては、まず一般会計全体に申し上げ、次に特別会計、そのあと基金、一時借入、土地開発基金と、こういった状況で申し上げていきたいと思えます。

その結果、皆さまのお手元に届いている意見書を見ていただいた時に、少しあちこちしていただかないといけないと思えますが、この点、何とぞよろしくご了解をお願い申し上げたいと思えます。

それでは、本題に入らせていただきます。

まず、審査の対象でございますが、平成17年度竜王町一般会計歳入歳出決算および関係書類ほか19項目について実施いたしました。

審査の期日につきましては、一般会計で都合6日、特別会計で都合4日間実施させていただいたところでございます。

審査の方法でございますが、町長より審査に付されました平成17年度各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、関係職員の説明を聴取しながら、計数の正確性及び

収入支出の事務が法令に基づいて適正に処理されているかを確認するとともに、関係諸帳簿及び証拠書類と照合精査を行い、また、予算執行状況についての適否等について慎重に審査を行ったところでございます。

決算の概要を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、金額につきましては、この後すべて千円未満四捨五入ということで、千円単位で申し上げさせていただきます。

まず、最初に財政状況でございますが、平成17年度一般会計の歳入決算額は52億5,874万円4,000円、歳出決算額は50億3,518万9,000円となりまして、歳入歳出差引額は2億2,351万5,000円となりました。これを前年度比較で見ますと、歳入が11億7,238万9,000円の減少となりまして、歳出については11億3,751万6,000円の減少となりまして、歳入歳出とも大幅に減少した結果となっております。

歳入につきましてはの前年度比較では、繰入金、繰越金、地方譲与税等が増加しましたが、県支出金、町税、町債、地方交付税等が大幅に減少しております。

また、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源1,317万2,000円を差し引きしました実質収支額におきましては、2億1,034万3,000円の黒字となっております。

一方、前年度の実質収支額2億5,548万9,000円を差し引きいたしました単年度収支額におきましては、4,514万6,000円の赤字となっております。これに積立金ならびに積立金取崩額を調整いたしました実質単年度収支額におきましては、2億1,154万9,000円の赤字決算となりました。

歳入に占めます自主財源につきましては、42億4,150万5,000円（構成比80.7%）となっております。前年度比較で9,686万5,000円減少いたしました。構成比につきましては、13.2%増加した結果となっております。

自主財源のうち、町税収入につきましては31億3,914万9,000円で、歳入全体に占める割合は59.7%となりまして、前年度と比較いたしまして金額は4億968万7,000円と大幅に減少しましたが、構成比につきましては、全体の歳入額が減少したこともありまして、4.5%増加しております。町税減少の主な要因は、町たばこ税が前年度と比較いたしまして4億2,534,000円と大きく減少したこと、および法人町民税が5,098万7,000円減少したことによるものであります。町たばこ税につきましては、市町村におきまして収入となるべきたばこ税の限度額改正の影響をまともに受けた形での減少となっております。また、法人町民税

については、町内特定企業の減少によるものであります。

一方で、個人町民税が 2,113 万 6,000 円（4.8%）および固定資産税が 2,002 万 3,000 円（1.3%）それぞれ増加した結果となっております。固定資産税につきましては、特定企業の償却資産の増加によるものであります。

また、国県支出金等の依存財源につきましては、10 億 1,719 万 9,000 円（構成比 19.3%）となりまして、前年度に比較いたしまして 10 億 7,552 万 4,000 円の大幅な減少となっております。

歳出では、予算現額 52 億 6,280 万 7,000 円に対して、決算額は 50 億 3,518 万 9,000 円となりましたが、決算額の前年度比較では、金額で 11 億 3,751 万 6,000 円、率にいたしまして 18.4%と、金額・率ともに大幅に減少いたしております。

また、歳出の予算現額に対します不用額は、金額で 8,810 万 6,000 円、率にして 1.7%となっております。

款別の歳出状況を見てみますと、民生費が金額・率ともに最も多く、次いで農林水産業費、総務費、教育費の順となっております。これを前年度比較で項目別に見ました場合、予備費を除きまして 13 項目中 9 項目で減少してございまして、増加項目は 3 項目であります。項目別には、農林水産業費、商工費、土木費、公債費、諸支出金が大幅に減少してございまして、総務費、教育費、消防費が増加してございまして。

次に、この中で主な増減項目を見てみますと、まず農林水産業費でございしますが、決算額は 7 億 1,284 万 2,000 円で、前年度比較 5 億 1,805 万 8,000 円の大幅な減少となりました。主な減少要因は、カントリーエレベーター建設に伴います J A グリーン近江への事業費補助（4 億 3,865 円）が減少したことによるものでございます。農林水産業費の歳出総額に占めます割合は、14.2%でありました。

次に、公債費でございしますが、決算額は 5 億 148 万 9,000 円となりまして、前年度に比較いたしまして金額で 2 億 5,401 万 6,000 円と、大幅に減少した結果となっております。減少いたしました理由につきましては、本来償還すべき金額のうち、元金 2 億 8,049 万 4,000 円につきまして返済額の負担軽減を図るため、償還を繰り延べ（前年度より 3 年間）したことによるものでございます。約定の償還額が減少したものでないことと併せ、単に後年度へ負担を繰り延べしただけのものであることを十分認識しておく必要があると考えます。公債費の歳出総額に占めます割合は、10.0%でございました。

次に、商工費でございしますが、決算額は 1 億 1,363 万 6,000 円となりまして、

前年度比較で1億2,570万5,000円の減少となりまして、前年度の半額以下になりました。主な減少要因につきましては、企業誘致特別措置によります奨励金の減少が1億円、課の統合によります人件費の減少が1,267万6,000円であります。商工費の歳出総額に占めます割合は、2.3%でございました。

一方、性質別の歳出状況では、義務的経費、投資的経費、その他経費、いずれも大幅に減少いたしております。

物件費等の諸経費につきましては、節減に向けて努力されている跡は見受けられることができました。今後とも経費節減と効率的な財政運営に、一層努力されることを期待いたします。

次に、主な指標について申し上げます。財政力指数でございますが、財政力を判断する指数として用いられておりまして、この指数が高いほど財源に余裕があるとされており、この数値が単年度で1を超えますと、普通交付税の不交付団体になります。当町の財政力指数は、平成17年度で見ますと、単年度の指数が1.558となっております。この結果、当町も普通交付税の不交付団体となっております。

2番目に経常収支比率でございます。財政構造の弾力性を判断する指標として用いられまして、通常75%程度に収まるのが妥当と考えられておりまして、この数値が高いほど財政が硬直化していると言えます。平成17年度につきましては、町たばこ税、地方交付税等の減少によります経常一般財源が大幅に減少いたしましたことから、比率が上昇した結果となっております。

3番目に公債費比率でございますが、財政構造の健全性を保っていくためには、通常この比率が低いことが望ましいとされています。平成17年度につきましては、町債の償還繰り延べと併せまして、比率の算出の分母となります標準財政規模が大幅に増加いたしましたことから、公債費比率・起債許可制限比率とも比率が低下した結果となっております。

次に、町債残高でございますが、町債の残高につきましては、一般会計・特別会計の合計で128億7,582万5,000円となりました。前年度と比較いたしまして4,870万9,000円増加した結果となっております。主な会計別の増減の内訳を見ますと、一般会計で9,946万1,000円減少いたしております。下水道特別会計で1億5,081万6,000円増加いたしております。

平成17年度中の起債及び償還につきましては、一般会計では起債額が2億5,370万円、償還額は3億5,316万1,000円となっております。特別会計では起

債額 3 億 8,580 万円、償還額 2 億 3,763 万円であります。一般会計におけます年度中の起債の主なものは、臨時財政対策債で 2 億 910 万円、町民税減税補てん債で 3,850 万円となっております。このように、平成 17 年度におきましても、財政対策関連の起債が中心となりました。

また、特別会計におけます起債は、公共下水道事業に伴う発行分 3 億 8,580 万円となっております。

次に、町税の収入未済額と不納欠損状況について申し上げます。平成 17 年度の町税の収入未済額は、合計で 7,491 万 8,000 円となっております。これは、前年度比較で 562 万 4,000 円増加した結果となっております。増加額の科目別内訳は、固定資産税で 243 万 2,000 円、個人町民税で 265 万 6,000 円、および軽自動車税で 48 万 9,000 円、それぞれ増加いたしております。

収入未済額につきましては、日頃から担当課を中心に減少に向けて努力されているところではありますが、課税負担の公平ならびに財源確保の観点からも、引き続き減少に向けての実効ある対策を講じられることが必要と判断いたします。

なお、平成 17 年度の不納欠損処理額は、金額で 186 万 2,000 円となっております。処理につきましては、税法の規定に基づきまして各々適正に処理されていることを認めました。

次に、2 番目といたしまして、特別会計について申し上げます。平成 17 年度特別会計の決算状況は、歳入決算額は 7 会計合計で 32 億 7,160 万 3,000 円(1.6%)となりましたが、これは前年度に比較いたしまして 5,421 万 9,000 円の減少となりました。歳出決算額は 31 億 9,758 万 7,000 円で、前年度と比較いたしまして 3,138 万 1,000 円(1.0%)の減少となり、歳入・歳出とも減少した結果となっております。

次に、各特別会計の概要について申し上げます。

まず最初に、国民健康保険事業特別会計(事業勘定)でございますが、決算額は歳入総額で 7 億 6,204 万 3,000 円、歳出総額で 7 億 3,301 万 3,000 円となりました。歳入歳出差引額 2,903 万円を翌年度に繰り越した決算となりました。これを前年度比較で見ますと、歳入・歳出とも減少いたしております。

減少の主な項目は、歳入では国庫支出金、療養給付費等交付金、繰入金でありまして、歳出では、老人保健拠出金が大幅に減少いたしております。

また、平成 17 年度の保険料の収入未済額は 4,466 万 8,000 円となっており、前年度比較で 876 万 4,000 円増加しております。従来の前年度比較に比べて極端

に増加した結果となっておりますので、この原因につきまして調査分析を行い、根本的な対策を立案される必要があるものと判断をいたします。

2番目に、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）でございます。

医科の決算額は歳入総額1億399万8,000円、歳出総額9,543万円となりました。歳入歳出差引額856万8,000円を翌年度に繰り越した順調な決算内容となっております。

歯科の決算額につきましては、歳入総額で6,473万5,000円、歳出総額で5,771万6,000円となりまして、歳入歳出差引額701万9,000円を繰り越した決算内容となっております。歯科につきましては、歳入・歳出とも前年度比較で増加いたしております。

3番目に、老人保健医療事業特別会計でございますが、決算額は歳入総額で8億5,131万9,000円、歳出総額8億8,314万5,000円となりました。歳入歳出差引額で3,182万6,000円と赤字決算となったため、赤字額を翌年度の繰上充用金にて補てんした結果となっております。歳入・歳出とも前年度比較して減少しております。内容的には、対象者の減少に伴い、医療給付費が減少していることが要因と言えます。

なお、歳入額の不足に伴い、翌年度の繰上充用金にて補てんされている金額が、近年極端に増加してきておりますが、「繰上充用金」の目的を考えた時、今後の見込みが非常に気になるところでございます。

4番目に、学校給食事業特別会計でございますが、決算額は歳入総額6,180万1,000円、歳出総額6,141万円となり、歳入歳出差引額は39万1,000円となっております。歳入・歳出総額とも前年度比較して減少しております。

5番目に、下水道事業特別会計でございますが、決算額は歳入総額9億4,505万3,000円、歳出総額は9億744万3,000円となりまして、歳入歳出差引額3,761万円を翌年度に繰り越しております。

平成17年度末におけます使用料の収入未済額は562万4,000円となっており、前年度末と比較いたしますと109万円の増加となりましたが、近年この収入未済額が増加傾向にあります。

一方、町債の発行残高は平成17年度末現在で55億6,583万円となっておりまして、前年度末比較で1億5,081万6,000円の増加となりました。一般会計におけます残高が減少している中で、本特別会計の残高が増加しております。下水道事業の普及に伴うものであり、やむを得ないものと言えますが、財政状況が極

めて厳しくなっている状況でもあり、今後の運営には十分な留意が必要でないかと考えます。

なお、平成18年3月末におけます当町の下水道普及率は、農業集落排水事業を含めまして75.0%であり、滋賀県全体の80.3%に比べまして5.3%低くなっております。

6番目に、介護保険特別会計でございますが、歳入総額は4億7,970万7,000円、歳出総額は4億5,687万4,000円となりました。歳入歳出差引額2,283万3,000円を翌年度に繰り越しております。歳入・歳出額とも前年度比較で増加しております。

最後に、教育委員会社会教育主事共同設置特別会計でございますが、歳入総額は294万7,000円、歳出総額は255万6,000円となりまして、歳入歳出差引額39万1,000円を翌年度に繰り越しております。

次に、基金の残高について申し上げます。平成17年度末の基金残高（現金）は10億5,949万2,000円となりまして、前年度末に比較して9,608万5,000円減少をいたしております。

増減の内訳を基金別に見ますと、財政調整基金で1億6,640万3,000円、国民健康保険事業（歯科）財政調整基金で879万4,000円、それぞれ減少しております。この2基金が減少いたしております。

増加しました基金は、減債基金で6,500万6,000円、国民健康保険事業（医科）財政調整基金で1,003万8,000円、農業排水処理施設管理基金で400万1,000円、それぞれ増加いたしております。

財政調整基金の減少は、前年度末に積み立ていたしました余裕資金を当年度の支払いに充当するため取り崩ししたものであります。

いずれの基金についても、当町の重要な財産として確実な運用がなされていることを認めました。

次に、一時借入金の状況について申し上げます。平成17年度中の一時借入金は、最高残高で2億円でございます。内訳はすべて一般会計における借入となっておりまして、当年度の一時借入の限度額17億4,000万円（うち一般会計限度額10億円）の範囲内で調達されておりました。

なお、一時借入のために要しました17年度分にかかります支払利息は、合計で712円となっております。

次に、土地開発基金の運用状況についてでございます。平成17年度末の土地

開発基金の残高は2億4,817万8,000円となっておりまして、前年度末と比較いたしまして2万5,000円の増加となりましたが、増加の内訳は基金の受取利子を積み立てたものであります。

平成17年度末におけます土地の現在高は3万1,496.15㎡(1億510万4,000円)となっておりまして、年度中の増減はございませんでした。

土地現在高の内訳につきましては、農林公園用地が892㎡(695万7,000円)、農林公園施設用地が1万9,976㎡(5,992万8,000円)、診療所用地が1,270㎡(1,270万円)、篠原駅周辺整備用地が1,417.15㎡(1,374万6,000円)、その他が7,941㎡(1,177万2,000円)となっております。

貸付金は、一般会計に対する貸付金8,500万円でございます。

なお、平成17年度末におけます土地開発基金に属します現金の在 high は5,807万4,000円となっておりまして、確実に運用されていることを認めました。

以上が、平成17年度の歳入歳出ならびに竜王町土地開発基金等の運用状況の決算概要であります。

最後に、総括意見を申し上げます。一般会計については、歳入面では町民税が一部特定法人先の減少があったこと、および町たばこ税が大幅に減少したことにより、町税全体が大きく減少する要因となっております。

また、平成17年度より普通交付税が不交付団体となりまして、地方交付税が大幅に減少したことと併せ、県支出金も極端に減少したことから、歳入全体が前年度比較で大幅に減少いたしております。

一方、歳出面では、大型建設事業の終了に伴いまして投資的経費が大きく減少いたしました。また、義務的経費についても、人件費・公債費の減少により全体として減少いたしております。また、物件費につきましては、諸経費の節減努力もあって減少しております。この結果、一般会計では歳入・歳出総額とも大幅に減少した結果となりました。

このように、大型投資経費や人件費の減少があったことに加えて、償還すべき町債の繰り延べも歳出総額減少の要因の1つであることを十分認識しておく必要があると考えます。

このような状況の中で、決算内容につきましては減額補正すべきものができておらず、結果として不用額の発生に結びついたものや、予備費より充当しているが、一方で充当額に近い不用額を発生させている項目がごく一部に発生しておりますが、これらを除きましては、全体的に適切に運営されていると見受けました。

審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認ならびに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

また、審査を通じまして、各会計とも諸経費の節減に向けて努力されていることは感じることはできました。

なお、平成17年度の場合、歳入歳出総額のほか、各種の指標となります数値につきましても、前年度と比較いたしまして大きく変動いたしておりますが、大きな要因といたしましては、前年度におきます特殊事情によって歳入が大きく増加したその反動によるものが大きいと言えます。

したがって、基本的には、歳入面は年々厳しさを増してくること。経常経費の増加に伴いまして、歳出面では増加傾向が続くことを念頭に置いて財政運営に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、予算の作成段階から歳出面全般につきまして従来の感覚や前例にとらわれず、今一度抜本的に個々の支出について必要性の検討を徹底した上で取り組みをすることが必要であると考えます。

次に、今回の審査を通じまして気づいた事項について申し上げます。

まず最初に、老人保健医療事業特別会計におきます繰上充用金についてでございますが、これにつきましては、年度毎の決算におきまして歳出額に見合います歳入額が確保できなかった場合、不足額を翌年度の歳入見込額から繰上充用することで決算処理がなされております。このこと自体については、制度として認められており何ら問題はありませんが、この金額が増加してきておりまして、しかも増加額そのものが年々倍増しているのが近年の傾向でありまして、この点が気になるところでございます。

本来、繰上充用金の趣旨や目的を考えた時に、単年度におけます一時的な歳入不足を補うための手法であると理解することができますが、これが毎年発生し、しかも年々その金額が増加してきている現実を考えた時、制度として認められた手法であるとは言え、今後もこの手法で処理を継続していくのが妥当であるのか、疑問が残るところであります。

もともと繰上充用金が発生することは、根本的に歳入額が不足していると考えられることもできます。したがって、本特別会計の現状を町全体の問題として十分理解をした上で、今後のあり方を検討されることを期待いたしまして、問題提起とさせていただきます。

2番目に、町税等の収納事務のあり方につきましてですが、平成17年度末におけます収入未済額は、町税・国民健康保険税・下水道使用料・介護保険料の合計で1億2,863万5,000円となっております。これを前年度と比較いたしますと、1,657万5,000円増加した結果となっております。未収金対策については、日頃からきめ細かい対策を実施されるよう申し上げているところでございます。

このような状況の中で、町税・使用料等にかかります収納金の収納方法の1つといたしまして、口座振替によります収納事務を金融機関に依頼されておりますが、この取り扱い状況を見た時、決済日当日に残高不足で引き落としができなかった利用者に対する再振替が、期日の2週間後に1回のみ実施するだけのこととあります。

近年、未収金が増加傾向にあります中で、収納率の向上を図ることを考えました時に、口座振替業務としてこの程度の振替回数では収納率の向上に結びつくとは言えず、かえって低下する要因になるのではないかと懸念されます。したがって、口座振替の制度を活用し、これを収納率の向上に結びつけるためにも再振替の回数を増加するよう、金融機関と交渉することが必要であると判断いたします。

以上、今回の審査を通じまして気づいた点について申し述べましたが、市町村合併が全国的に進展する中で、構造改革に伴い自治体の財政面への影響がさらに懸念されます。当町が当町独自の特徴ある施策を実施していきながら、一方では、歳入・歳出面のみならず、内容的にもバランスのとれた財政運営を目指して努力され、最終的には住民の福祉向上に寄与されるよう努力されることを期待いたしまして総括意見といたします。以上でございます。

**○議長（中島正己）** 引き続き、提案理由の説明をお願いいたします。山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きまして、議第111号から議第115号までの5議案につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

議第111号、地方自治法改正に伴う八日市衛生プラント組合規約の変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、助役を副市町長に、収入役を会計管理者に、吏員その他の職員を職員に改めるなど、執行機関の組織、執行機関の選任等について所要の改正がされるものでございます。

また、付則で、この規約は平成19年4月1日から施行し、施行の際、収入役が在職している場合における収入役に関する経過措置を規定されるものでございます。

このことから、八日市衛生プラント組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

次に、議第112号、地方自治法改正に伴う中部清掃組合規約の変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、助役を副市町長に、収入役を会計管理者に、吏員その他の職員を職員に改めるなど、執行機関の組織、執行機関の選任等について改正し、併せて4月より新たに施設の設置がされることに伴い、組合の事務所の位置について所要の改正がされるものでございます。

また、付則で、この規約は平成19年4月1日から施行し、施行の際、収入役が在職している場合における収入役に関する経過措置を規定されるものでございます。

このことから、中部清掃組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

次に、議第113号、地方自治法改正に伴う布引斎苑組合規約の変更については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、助役を副市町長に、収入役を会計管理者に、吏員その他の職員を職員に改めるなど、執行機関の組織、執行機関の選任等について所要の改正がされるものでございます。

また、付則で、この規約は平成19年4月1日から施行し、施行の際、収入役が在職している場合における収入役に関する経過措置を規定されるものでございます。

このことから、布引斎苑組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

次に、議第114号、地方自治法改正に伴う東近江行政組合規約の変更については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、東近江行政組合の規約につきまして助役を副市町長に、収入役を会計管理者に、吏員その他の職員を職員に改めるなど、執行機関の組織、管理者及び副管理者の任期等、会計管理者、職員について所要の改正がされるものでございます。

また、付則で、この規約は平成19年4月1日から施行し、施行の際、収入役が在職している場合における収入役に関する経過措置を規定されるものでございます。

このことから、東近江行政組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものであります。

次に、議第115号、滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立については、本年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が成立いたしました。今般の医療制度改革の大きな項目の1つとして、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、平成20年度から新たな高齢者医療制度を創設することとし、特に75歳以上の後期高齢者の医療については、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する「広域連合」を設立し、この制度の運営を行うこととされているものであります。

本県におきましては、この広域連合の設立準備のため、本年7月1日に県内のすべての市長・町長を委員とする「広域連合設立準備委員会」を設置し、諸準備を進めてまいりました。今般、広域連合の設立に必要な規約について協議が整いましたので、地方自治法に基づき、滋賀県知事への設立の許可申請にあたり、各市町議会の議決を必要としますので、「滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立について」を12月議会定例会に議案として提出するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

以上、議第90号から議第115号までの26議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げますので、よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） ただいま町長より滋賀県後期高齢者医療広域連合設立につきまして提案説明がりましたが、規約につきまして説明させていただきたいと思っております。

滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の第1条から第3条までにつきましては、広域連合の「名称・組織・区域」にかかる規定であり、名称を滋賀県後期高齢者医療広域連合と言い、滋賀県内のすべての市町で構成し、滋賀県の区域を広域連合の区域とすることとしております。

第4条および第5条は、広域連合の「処理する事務・広域計画」については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定および政省令等により示される後期高齢者医療制度にかかる事務を処理し、広域連合および関係市町が行う事務等に関する広域計画を作成することとしております。

第6条は、広域連合の「事務所の位置」として、事務所を大津市内に置くとしております。

第7条から第10条までにつきましては、「広域連合の議会」について、広域連合議会の議員は26人とし、関係市町の議会の議員、長、副市町長により組織し、広域連合議会の議員は、関係市町の議会において1人を選挙いただくこととしております。

次に、第11条から第16条までは、「広域連合の組織」に関する規定であり、広域連合に「広域連合長」を置き、関係市町の長のうちから投票により選出し、その任期は関係市町の長の任期となっております。

副広域連合長は2名とし、広域連合長が議会の同意を得て選任し、その任期は4年としています。ただし、関係市町の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期とするとしております。

広域連合長および副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができないこととしております。また、会計管理者その他必要な補助職員を置くこと。選挙管理委員会、監査委員を置くことを規定しております。

次に、第17条は、「経費の支弁の方法」について、次の収入をもって充てることとなっております。

第1号に、関係市町の負担金、2号以下が事業収入、国・県の支出金、その他の収入となります。なお、関係市町の負担金は、共通経費、医療給付に要する経費、医療給付に関連する経費および保険料その他の納付金として、その割合は、別表2に掲げるとおりでありまして、共通経費は、均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%で求め、医療給付に要する経費、医療給付に関連する経費、保険料その他の納付金は、市町ごとの実績額としております。

規約本文に戻りまして、第18条には委任規定を設けております。

附則で施行期日や経過措置を定めております。

この規約は、平成19年2月1日から施行することとしておりますが、会計管理者に関する規定は、地方自治法の施行に伴い、平成19年4月1日からの施行となります。

また、平成20年3月31日までの間は、広域連合は法律の施行前であり、準備行為を行うとの規定を置き、加えて、最初の広域連合長の選挙の場所を滋賀国保会館で行うことを定めるとともに、所要の読み替え規定を定めているところであります。

以上、滋賀県後期高齢者医療広域連合設立に関する規約のご説明とさせていただきます。ご審議を賜りご承諾をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 29 議員派遣について

○議長（中島正己） 以上で提案理由の説明が終わりました。

日程第 29 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 119 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2 時 19 分